

# 会員の手引き

令和6年7月改定



公益財団法人  
横浜市シルバー人材センター

<https://webc.sjc.ne.jp/yokohama>



# ❑ 会員になられた皆様へ!! ❑

## 引き受けた仕事への就業に当たり留意すべき事項

- ① シルバー人材センターへ仕事を発注されるお客様は、企業や事務所、個人家庭、行政や公共施設などさまざまです。引き受けた仕事を誠実に履行し、発注されたお客様が満足され喜ばれることが、ご自身の働きがい・生きがいを高めます。挨拶の励行などによりお客様からの信頼確保に努めて就業してください。
- ② 会員一人ひとりが健康に留意し事故防止に努めてください。いつ、事故や災害に巻き込まれるかわかりません。「会員証」と「緊急連絡カード」は就業する際、常に携行してください。

### 緊急連絡カード(見本)

<p><b>緊急時のお願い</b> Wish in an emergency</p> <p>緊急時には、このカードに明記されている連絡先にご連絡くださいますようお願いいたします Please contact me here</p>	<p><b>緊急連絡カード</b> emergency contact</p> <p><small>公財財団法人 横浜市シルバー人材センター</small></p> <p><small>就業時は、このカードを携帯してください</small></p>	<p><b>【緊急連絡先】</b></p> <p>所持者: _____ 性別:(男・女) _____ 生年月日: _____年 _____月 _____日 住所: _____ 自宅 ☎ ( ) ( ) _____ 緊急連絡先氏名: _____ 続柄: _____ 緊急連絡先 ☎: _____ ( ) ( ) _____</p> <p>血液型: _____型 持病・アレルギー: _____ 常備薬: _____ 健康保険証No: _____ かかりつけ医 ☎: _____ ( ) ( ) _____ 事務所 ☎: _____ ( ) ( ) _____</p>
---	--	--

表

裏

- ③ やむを得ず、個人情報に記載された書類を携行し、就業先を訪問する場合や、就業中に知り得た個人情報の取扱いには、細心の注意を払い、決して紛失や漏えいをしないよう、十分注意してください。

# 目 次

## センターの概要

1	センター設立の趣旨	4
2	会員登録にあたって	4
3	センターと会員	4
4	センターの役割	4
5	会費	5

## 仕事の流れについて

6	会員の就業（仕事の仕方）	6
7	配分金（請負・委任）	7
8	仕事の連絡方法	8
9	仕事の種類	9

## 就業時の注意事項

10	安全・適正就業	10
11	就業時の注意事項	13

## サポート

12	就業相談	15
13	講習会・研修会	15
14	独自事業	15
15	職群班	15
16	会報	16
17	仲間づくり・活動支援	16

## その他

18	引越し・退会の場合	17
19	全国シルバー人材センター事業協会の会員サービス	17
20	特定健康診査等の案内（国民健康保険の方）	17
21	事務所の案内	18

## 規程

	会員及び就業に関する規程	19
	会員安全就業要領	24
	会員の適正就業に関する基準	27
	シルバーポイント制度要綱	30

## 1 センター設立の趣旨

横浜市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、昭和55年10月に横浜市が設立し、これまで多くの市民の皆様や関係団体のご支援のもと発展してまいりました。現在は統括している本部のほか、会員の活動拠点やお仕事の受注の窓口として4箇所の事務所を配置しています。

定年退職や仕事からの引退後も、引き続き何らかの仕事を続けることで社会とつながりを希望し、自分にあったライフスタイルで過ごしたいと考える高齢者の生きがいの充実、高齢者の持つ知識と経験を活かした地域社会づくりを目的として事業活動を行っています。

\* 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国や県・横浜市の支援により設立・運営されている公益財団法人です。

## 2 会員登録にあたって

登録できる方は、市内在住のおおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある方、センターの事業趣旨に賛同していただいた方です。

## 3 センターと会員

センターが発注者から引き受けた仕事を会員に提供し、会員がその仕事を遂行するという関係にあります。会員登録によって雇用関係は生じません。

請負・委任の場合、「センターと会員」「発注者と会員」の間に雇用関係はなく、労働者派遣の場合は「神奈川県シルバー人材センター連合会（以下、「連合会」という。）と会員」、有料職業紹介の場合は「求人者と会員」の間に雇用関係が発生します。

仕事の提供は会員の希望に応じて行い、仕事を引き受けるか否かは会員の意思によります。仕事の成果に対して発注者がセンターに支払った契約金額の中から、センターが会員に報酬を支払います。この報酬を、請負・委任の場合は「配分金」、労働者派遣・有料職業紹介の場合は「賃金」と呼びます。なお、有料職業紹介の場合、賃金は求人者から支払われます。

## 4 センターの役割

- (1) センターは、民間企業・家庭・公共機関等から高齢者に適した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を引き受け（請負または委任）、これを会員に提供しています。
- (2) 「請負または委任」による就業提供に加え、その他の発注者からの多様なニーズに応じていくための就業支援として、次の事業も行っています。

●労働者派遣事業 ●有料職業紹介事業（直接雇用を望まれる場合）

- (3) さまざまな仕事に応えられるよう各種技能講習会や研修会を開催し、会員の技能向上や知識習得に努めています。
- (4) 会員のボランティア活動や交流会、サークル活動などの仲間づくりも応援しています。

## 5 会費

### (1) 登録料

1,200円を会員登録時にお支払いいただきます。

(令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間は登録料が免除となります)

### (2) 年会費

1,200円／年度を翌年度以降お支払いいただきます。

### (3) 年会費納入方法

毎年5月、6月の配分金支払日に、配分金から控除します。ただし、配分金が一定額(2,000円)に満たない場合や、労働者派遣による就業のみの場合、就業されていない場合は、後日「年会費払込書」(ハガキ)を送付しますので、コンビニエンス・ストアからお振込みください。

### (4) その他

納入期限までにお振込みいただけない場合、一定期間を経て退会となります。

※年会費は、シルバー保険の保険料の一部や、会員自主活動への支援等に充当します。



## 6 会員の就業（仕事の仕方）

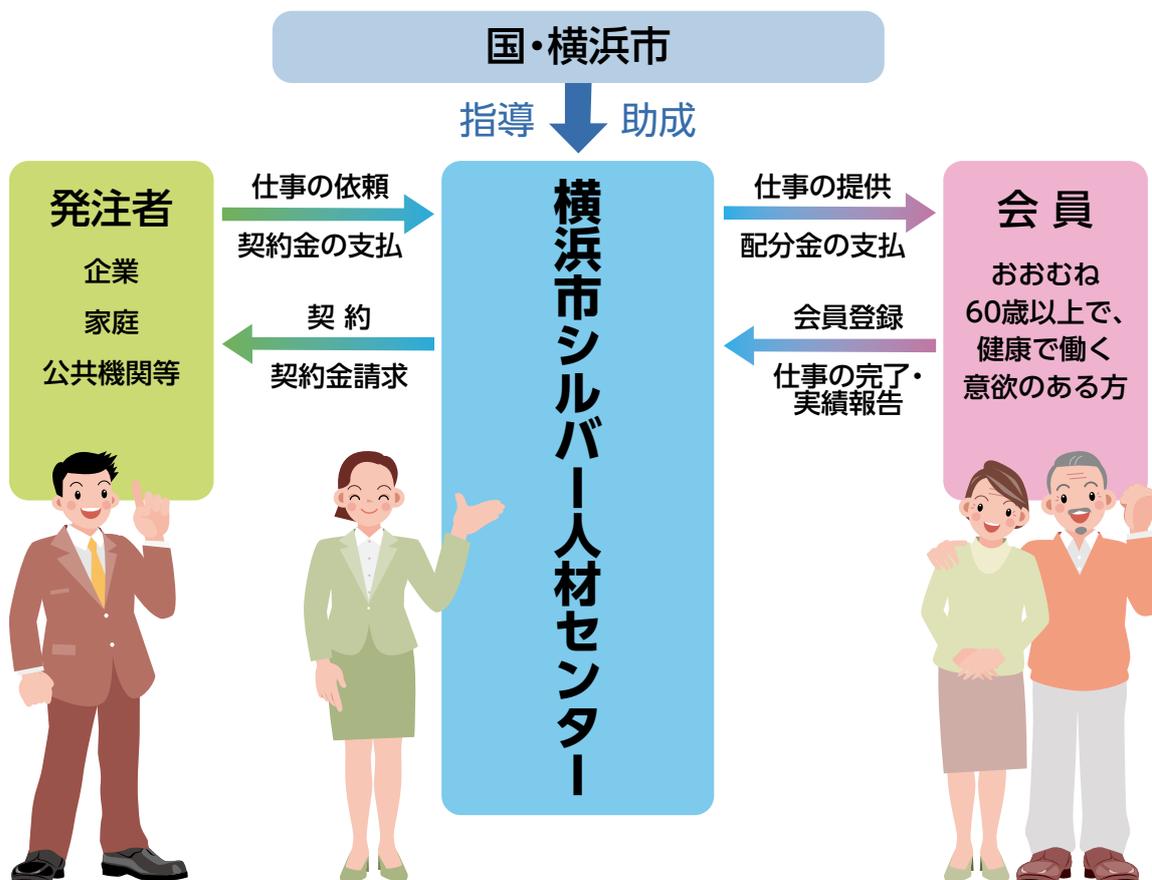
センターでは、企業・個人家庭・公共機関等から依頼のあった仕事を、仕事の職種や内容等に応じて、適正な就業形態（請負・委任、労働者派遣、有料職業紹介）に振り分けます。

センターが仕事を提供する場合、対象の仕事の就業形態について説明します。

いずれの就業形態についても「臨時的かつ短期的な就業（おおむね月10日程度以内）またはその他の軽易な業務に係る就業（おおむね週20時間を超えないことを目安）」の範囲です。就業形態は、次のとおりです。

### （1）請負・委任

センターが、企業・個人家庭・公共機関等から依頼のあった仕事を請け負い、仕事の職種・内容等に応じて就業を希望する会員に仕事を提供し、会員が仕事を完成します。この場合、会員と発注者・センターの間には雇用関係はありません。したがって、労災（労働災害補償保険）等の社会保険の適用はありません。また、仕事に関する発注者からの直接的な指揮命令は発生しません。なお、同一発注者、同一場所での就業年限は最大5年です。就業年限の保証はありません。



## (2) 労働者派遣

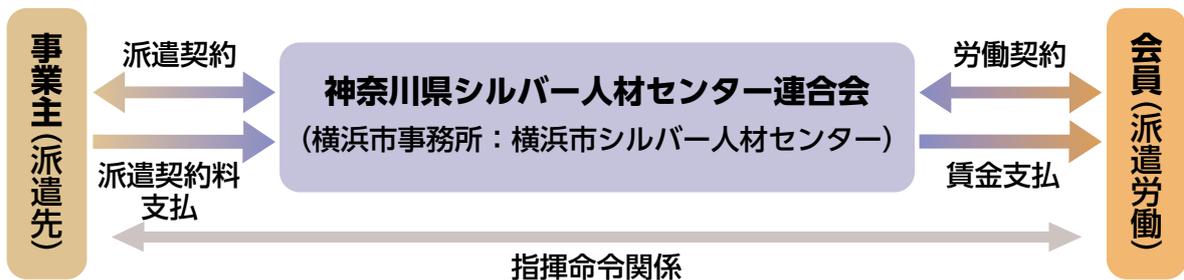
派遣労働者として神奈川県シルバー人材センター連合会（以下、「連合会」という。）に雇用され、就業場所である会社等に派遣されて、その派遣先の指揮命令を受けて業務に従事します。（連合会の横浜市事務所の業務をセンターが受託しています。）

働いた対価は、「配分金」でなく、連合会から「賃金」として支払われます。

※6ヶ月以上継続就業し全労働8割以上出勤した場合、労働基準法に基づき有給休暇が付与されます。

※労働者派遣および有料職業紹介については、一部業種に限り、一人あたり週40時間での就業が可能です。

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関連業務、一部士業務は対象外です。



\*社会保険や雇用保険の適用はありませんが、労災（労働者災害補償保険）が適用されます。

## (3) 職業紹介

求人者と直接雇用関係を結ぶ就業を希望する高齢者には、有料職業紹介を行っています。

※港湾運送業務、建設業務は対象外です。

# 7 配分金（請負・委任）

## (1) 配分金の金額

配分金は、仕事の種類、内容、時間等を検討し、職種別に基準額を定めています。

基本的な考え方は、次のとおりです。

- 市場価格や社会的に妥当である。
- 最低賃金法や家内労働法で定める労働基準法を尊重する。

## (2) 支払日

原則として翌月の20日に金融機関に振り込みます。20日が土・日・祝日の場合は、その前日の銀行営業日となります。

\*所定の「振込届出用紙」で金融機関の口座を届け出てください。

\*横浜信用金庫に口座をお持ちの方は振込手数料が無料ですが、それ以外の金融機関の場合は、振込手数料が原則として会員負担となります。

\*労働者派遣の場合は、別途、振込口座の申請が必要となります。

### (3) 税金

#### ①収入が「配分金」のみの場合

配分金収入 - 控除額 = 雑所得 (総所得)

◎配分金収入は雑所得であり、必要経費 (交通費等、配分金収入を得るために直接要した費用) を実際に計算する場合以外は、55万円 (配分金収入が55万円未満のときは、配分金と同額) を控除した額が、配分金に係る所得金額となります。確定申告が必要となります。

#### ②収入が配分金及び公的年金の場合

(配分金収入 - 控除額) + (公的年金収入 - 公的年金控除) = 雑所得 (総所得)

◎配分金に係る所得の計算は、上記①と同じです。また、公的年金も所得の種類は雑所得となります。

#### ③収入が配分金、公的年金及び給与 (パート収入等) の場合

(配分金収入 - (必要経費控除 - 給与収入)\* ) + (公的年金収入 - 公的年金控除)  
+ (給与収入 - 給与所得控除) = 総所得

※◎給与収入が55万以上ある場合の配分金から差し引く控除額は0円です。

※支払い証明書については、就業した月の合計(1月分~12月分)を1月の下旬ごろに郵送します。

※税務改正があった場合はそれに準じて必ず確定申告してください。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

## 8 仕事の連絡方法

お仕事の連絡方法は「電話」「郵送」「ホームページ」「就業相談会」「SMS」の5つがあります。

 <p>電話</p>	<p>一番多い方法です。センターから電話連絡をします。お留守の場合は留守番電話にメッセージを残しますので折り返し連絡してください。ファックスで送る場合もあります。</p>
 <p>郵送</p>	<p>比較的急ぎではない仕事や多数の方に一斉に連絡するとき、また、会員の皆さんに就業の意向を確認するときなどに、お手紙でお知らせすることがあります。</p>
 <p>ホームページ</p>	<p>継続的に募集のある仕事や緊急に多数の人員が必要な場合に、ホームページや「Smile to Smile (会員専用ページ)」で募集しています。</p> 
 <p>就業相談会</p>	<p>未就業の会員に対する就業支援や、現在している仕事の悩みや相談をお受けする機会です。就業情報も閲覧できます。</p>
 <p>SMS</p>	<p>多数の方に一斉に就業情報の提供を行っております。就業情報を閲覧したうえで希望する場合は担当事務所まで折り返し連絡してください。送信専用のため、会員の皆様から返信はできません。</p>



## 10 安全・適正就業

### (1) 安全

請負・委任による仕事は、労災（労働者災害補償保険）の適用がありません。そのためセンターでは、就業中や就業途上、その他会員活動に伴う事故に対応するため、シルバー保険（傷害保険・賠償保険）に加入しています。当該事故について、保険の適用が可能であれば、所属の事務所で保険の申請手続きを行います。この場合、必要書類を用意していただきます。

また、労働者派遣や職業紹介による仕事は、労災の適用になるため、シルバー保険の対象外となります。

### <シルバー保険>

#### ① 保険が適用されるケース

- ・センターが引き受けた仕事に従事中の事故によってケガをしたり、死亡した場合に適用されます。
- ・自宅と職場との往復途上も対象となります。ただし、合理的な経路・方法における場合のみ対象となります。
- ・仕事の下見、打合せ、資材・道具等の準備や、講習会や交流会、サークル活動、ボランティア活動への参加も対象となります。

#### ② 事故がおきた場合

- 傷 害**
- ・ケガの状態、ケガをした時の状況などをできるだけ早く所属の事務所へ報告してください。
  - ・就業中ケガをし、医師の治療を受ける場合、各自の健康保険を使っていただくこととなります。
- 賠 償**
- ・人にケガをさせてしまった場合は、ケガの処置を最優先してください。その後、速やかに所属の事務所に連絡してください。
  - ・就業中、発注者や第三者の物品を壊したり傷つけたりした場合、所属の事務所に報告してください。ただし、すべての補償ができるとは限りませんので、賠償についての約束は絶対にしないでください。
- また、事故の相手には改めてセンターから連絡がある旨を伝えてください。

※二輪車及び自動車の運転中の事故は、自賠責保険・任意保険の対象となり、シルバー保険の対象外です。

③ 保険金の額

種類	内容	金額
死亡保険金	事故発生日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき。	500万円
後遺障害保険金	事故発生日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害を生じたとき。	20万円～500万円
入院保険金	生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたときは、事故発生日から180日を限度として支払われます。	日額 4,500円
通院保険金	生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ通院して医師の治療を受けたときは、その通院日数に対し90日（事故発生日から180日以内に限り）を限度として支払われます。	日額 3,000円
賠償保険金	損害を与えた過失割合に基づき、査定によって時価相当額を賠償します。	査定による

シルバー保険で支払われない場合（主なもの）

- 会員及び保険金受取人の故意
- 会員の自殺行為又は犯罪行為、闘争行為
- 会員の脳疾患、疾病又は心神喪失
- 他覚症状のない頸部症候群（むち打ち症）又は腰痛
- 運転中の事故（無資格運転、酒酔い運転等）
- 地震・噴火、津波等の天変地異

(2) センターが受託しない仕事

センターでは、次のような仕事は受注しません。

下記の様な依頼を発注者から受けた場合はセンターへ連絡してください。

危険な仕事	高所作業、重量物の運搬、身体を損傷する恐れのある仕事
健康を害する恐れのある仕事	有害薬物・毒物の取扱い、仕事の方法や時間などから見て会員の健康に悪影響があると思われる仕事
高齢者に不適と思われる仕事	重労働または長時間労働の仕事、極端に寒い場所や暑い場所での仕事
法律で資格を求められる仕事	警備業、運送業等
その他	きわめて遠方に行く仕事、住込みなど宿泊を原則とする仕事、巨額の損害等が発生する恐れのある仕事等

### (3) 適正就業

#### 「適正就業」とは

- 1 臨時かつ短期的な就業（おおむね月 10 日程度以内）又は軽易な業務に係る就業（おおむね週 20 時間を超えないもの）であること。
- 2 危険、有害な仕事でないこと
- 3 指揮命令が発生しないこと（請負、委任のみ）
- 4 発注先の従業員と混在作業ではないこと（請負、委任のみ）
- 5 特定の会員が独占的に長期間就業していないこと など

#### ①就業期間に制限（就業年限）があります

同一発注者、同一場所で就業する期間（就業年限）は、「会員の適正就業に関する基準」（P 27 参照）により、最大 5 年と規定しています。シルバー事業では「共働・共助」の理念のもと、より多くの会員が就業機会を得られるよう、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）を行い、会員の能力と希望に応じた公平な就業機会を提供できるよう配慮することが求められています。なお、この就業年限は、次の職種には適用されません。

※適用外職種…福祉・家事サービス、植木の手入れ・大工・塗装などの技能、除草作業、配布

#### ②『適正就業に関する基準』について（P 27 参照）

会員に広く就業の機会を提供することを目的としたもので、継続就業の就業年限、就業日数や時間、就業開始・終了の手続き等について基準を定めています。

#### ③承諾書の提出が必要になります

就業開始および更新時、『就業依頼書 兼 就業承諾書』を発行します。書類を受け取りましたら、就業内容を確認のうえ承諾のサインをして、郵送または F A X 等で各事務所担当者まで提出してください。

郵送の場合はコピーを取るなどして、FAX の場合は原本をご自身で保管してください。

#### ④就業が終わるとき、就業終了通知書を発行します

就業中のお仕事は何らかの理由で終了となる時、『就業終了通知書』を発行します。センターに返信する必要はありませんので、ご自身で保管してください。また、就業終了を希望される場合は、速やかに各事務所担当者までご連絡ください。

就業依頼書 兼 就業承諾書		( 64790 )
受注番号	630275	受付 令和 5年 2月13日 横浜 太郎 様
件名	ビル・マンション清掃	
発注者番号	119079	
発注者名	株式会社 〇〇商事株式会社 様	
住所	港南区上大岡西1-6-1	
電話番号	045-847-1800	担当者名 担当者電話
仕事の内容	ビル・マンション清掃	
就業場所	港南区上大岡西1-6-1	
期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日	
<small>※「期間」は、会員の就業を保證する期間ではありません。発注者またはセンターの都合で、上記期間内に契約が終了、若しくはその他の事由により就業が終了することもあります。            ※この就業は請負・委任です。会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立しないため、社会・労働保険の適用はありません。            ※就業先においては、センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正就業（指揮命令を受けない等）に心がけ、傷害・損害事故等を起こさないよう十分注意してください。            ※就業中または就業先との往復途上でケガをした場合は、速やかにセンター事務所までご連絡ください。</small>		
上記の内容で就業を承諾します		
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 代表理事 岡田 隆雄 様		
氏名	ここにサイン	
<small>公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 電話番号 045-847-1800 FAX番号 045-847-1716 担当者</small>		



## (2) 接 遇

接遇の基本は、「身だしなみ」、「あいさつ」、「感じの良い態度」「言葉づかい」です。これらを身につけることが接遇の第一歩です。シルバー人材センターの会員であるという自覚をもって節度ある応対を心がけてください。

### ①身だしなみ

- 自分の価値観で決めず、誰にとっても感じのよい「身だしなみ」を意識しましょう。
- 清潔感、機能性を意識し、服装・髪型・ヒゲ・爪などを整えましょう。
- 職場にふさわしい「身だしなみ」を心がけましょう。

### ②あいさつ

- 「話かけられやすい、相談しやすい」表情を心がけ、ふさわしい言葉であいさつしましょう。
- 「あいさつ」のポイントをおさえましょう。  
あかるく、さわやかにあいさつしましょう。  
いつでも、どこでもいきいきとあいさつしましょう。  
さきに気付いた方からあいさつしましょう。  
つづけて、習慣づけてあいさつしましょう。

### ③感じの良い態度

- 日頃から自分の態度を意識し、相手が安心できる雰囲気をつくりましょう。
- 口角をあげ、やさしい目元で、相手をやわらかく見ましょう。
- 聞き取りやすい声の大きさ、トーン、スピードで丁寧に話しましょう。
- 相手の話を遮らずに、最後まで聞きましょう。

### ④言葉づかい

- 正しい敬語を使い、語尾をはっきり話しましょう。
- クッション言葉を使いましょう。  
(依頼)「恐れ入りますが」「ご面倒ですが」  
(拒否)「あいにくですが」「申し上げにくいのですが」  
(反論)「お言葉を返すようですが」  
(質問)「失礼ですが」「差支えなければ」
- 否定形は肯定形に言い換えましょう。  
「できません」→「いたしかねます」 「分かりません」→「分かりかねます」
- 命令・指示は依頼形に言い換えましょう。  
「少々お待ちください」→「少々お待ちいただけますか」

### ⑤その他

- 契約外の仕事を頼まれた場合は、「センターへご相談ください」と伝えましょう。
- 約束の日時を守りましょう。万一、身体の不調等で仕事に行けない場合や遅れる場合は、仕事先とセンターの所属事務所に連絡しましょう。

## 12 就業相談

各事務所では仕事の相談をお受けしています。

定期的に就業相談会を開催しておりますので、相談のある方は、事前に所属事務所に連絡のうえ、お越しく下さい。担当職員が直接ご相談を承ります。

## 13 講習会・研修会

センターでは、会員の就業支援と技能向上のため、技能講習会を実施しているほか、就業に必要な知識を習得するための各種研修を行っています。

講習会の一例

- 植木剪定研修初級（2日間程度） ●植木剪定研修中級（3日間程度）
- 家事サービス（家庭内清掃）

研修会の一例

- 接遇研修（全般） ●個人情報研修（全般）
- 安全啓発研修（植木・除草）
- 刈払い機等取扱い研修（植木・除草） ●電気工具取扱い研修

※詳しくはセンターのホームページや会報をご覧ください。

※申し込みは所属事務所へお電話ください。



## 14 独自事業

市民を対象に、センターの会員が講師となり、専門的技術・技能を活かした趣味の実践講習会を開催しています。

講習会の一例

- 太極拳 ●英会話 ●パソコン教室
- 書道教室 ●写真の撮り方教室 ●絵手紙教室

※講習会はセンター会員の方でも申込み可能です。

※詳しくはセンターのホームページや広報よこはまをご覧ください。

お問い合わせはセンター本部までお電話ください。



## 15 職群班

会員相互の協力体制、またセンターの事業運営への参加促進のため、職群班を組織しています。職群班は同じ仕事の職種でのつながりを目指しています。

職群班の一例

- 植木 ●家事サービス ●配布 等

## 16 会報

会員の皆さんの仕事を紹介する「仕事あれこれ」、センター事業計画や事業報告等が掲載された会報を年2回、会員の皆さんへお送りしています。

この他にも、各事務所ごとに交流だより等があります。

## 17 仲間づくり・活動支援

### (1) 交流会

各事務所では、定例的に「会員交流会」を開催し、会員相互の情報交換を行っています。また、交流会の中から会員が自主的に活動するさまざまなサークル活動も行われており、センターでは交流会を通じてサークル活動を支援しています。

サークルの例

●歩こう会 ●写真 ●ビデオ ●俳句 ●書道 ●絵画 ●パソコン ●手芸 等

\*交流会・サークルの詳細については、センターのホームページまたは各事務所にお問い合わせください。

### (2) 創作展

会員が趣味で行っている書道、絵画、写真、工芸、手芸等の発表の場として、昭和60年から創作展を毎年冬頃に開催しています。出展を希望される方は、センター本部までお電話ください。

### (3) ボランティア活動

センターでは、地域社会への貢献及びセンターの存在を広く地域社会に周知する普及啓発活動として、会員のボランティア活動を支援しています。

現在行われているボランティア活動は、楽器演奏、街の美化の分野です。ボランティアに参加を希望される方はセンター本部までお電話ください。



## 18 引越し・退会の場合

### (1) 市内で別の事務所が担当する区に引越した場合（担当区はP 18 参照）

引越し前に所属していた事務所へ連絡して、引越し先の住所・電話番号をお知らせください。

\*会員番号は変わりません。

### (2) 市外へ引越した場合

センターを退会することになります。新たにお住まいの市区町村で入会したい場合は、お住まいの市区町村のシルバー人材センターや生きがい事業団にお問い合わせください。

### (3) 退会する場合

次の場合は、所属事務所へ連絡してください。退会の手続きを行います。

●他に就職したとき ●病気等で仕事ができなくなったとき

●死亡したとき（この場合は、ご家族がご連絡ください）

※速やかに所属事務所へ連絡してください。

※会費の納入がない場合、一定期間を経て、自動退会となります。

## 19 全国シルバー人材センター事業協会の会員サービス

全国シルバー人材センター事業協会において、宿泊等の優待利用ができる施設があります。詳しい施設一覧や利用方法については、全国シルバー人材センター事業協会のホームページのトップページから「指定宿泊施設のご案内」をご覧ください。

## 20 特定健康診査等の案内（国民健康保険の方）

横浜市では、生活習慣改善・病気の予防を目的として、40歳から74歳までの方を対象に「特定健康診査」「特定保健指導」を実施しています。また、75歳以上の方には、横浜市が健康診査（横浜市健康診査）を実施しています。

詳しくは、横浜市のホームページの中で「特定健康診査」で検索して、ご覧ください。



# 公益財団法人横浜市シルバー人材センター 会員及び就業に関する規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第 50 条に基づき、会員及び会員の就業等に関する事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 2 条 センターの会員は、正会員と賛助会員の二種とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、次のいずれにも該当するものであって、理事長の承認を得た者とする。

- (1) 横浜市内に居住する定年退職者等の者のうち、現に職業を有しない高年齢者で、おおむね年齢 60 歳以上の者
- (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加等を希望する者

3 賛助会員は、横浜市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事長の承認を得た者とする。

(登録)

第 3 条 正会員として登録しようとする者は、所定の登録申込書（別記様式）又は電磁的記録を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 前項に規定する電磁的記録は、センターホームページの所定の様式により手続きされたものに限る。

(登録料及び会費)

第 4 条 正会員として登録しようとする者は、初年度のみ会員登録に必要な経費に充てるため、登録料として 1,200 円を現金で納入しなければならない。この登録料は、入会した月にかかわらず減額することはできない。

2 正会員は、センターの運営経費の一部に充てるため、入会した翌年度以降は会費として年額 1,200 円を納入しなければならない。

3 賛助会員として登録しようとする個人又は団体は、センターの運営経費の一部に充てるため、会費として年度毎に年額 5,000 円（1 口あたり）以上を納入しなければならない。この会費は、入会した月にかかわらず減額することはできない。

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき。ただし、賛助会員の団体にあつては、解散したとき。
- (2) 横浜市内に居住しなくなったとき。
- (3) 長期にわたり就業が困難な状況にあると理事長が認めたとき。
- (4) 正当な理由なく、会費を滞納し、督促に応じないとき。
- (5) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められるとき。
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している個人又は団体。

(除名)

第6条 理事長は、会員がセンターの名誉を毀損し、秩序を乱し、又はこの規程に反するような行為を行ったときは、理事会の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第7条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した登録料、会費及びその他の金品はこれを返還しない。

### 第3章 就 業

(仕事の受注)

第8条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から受け、その交渉にあたるものとし、正会員は発注者と受注又は仕事の条件等について、交渉の当事者とならない。

(就 業)

第9条 センターは、就業に対する正会員の希望を配慮し、正会員に対してあらかじめ仕事の内容・期間・時間・配分金額等を明示し、相互の合意を得るものとする。また、センターは、正会員の就業に関して、適正な助言を行うものとする。

2 正会員は、就業にあたって、社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由により差別されない。

(就業時間)

第10条 正会員の就業時間は、1日につき原則として8時間以内とする。ただし、仕事の内容、就業場所等によって、その始業時間、就業時間、休憩時間、休日等について別に定めることができる。この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

(就業上の注意事項)

第11条 正会員は、次の点に留意して就業するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めるとともに、お互いの人格を尊重し、協力して就業するものとする。

- (2) やむを得ない事情により、就業ができない場合は事前にセンターへ届けること。
- (3) 就業中知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることを他に漏らさないこと。
- (4) 正会員は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、センターの「個人情報保護規程」により、個人情報の保護に関する研修を受講し、個人情報の適正な取扱いを行うこととする。
- (5) 就業にあたっては安全衛生の確保に努めるとともに、災害発生の防止に努めること。

(就業の終了)

第12条 センターは、正会員が「会員の適正就業に関する基準」及び次の各号のいずれかに該当したときは、当該就業は終了したものとする。

- (1) 正会員が死亡したとき。
- (2) 正会員から正当な理由により就業中止の申し出があったとき。
- (3) センターと発注者の契約が解除されたとき。
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事情によって仕事の継続が不可能と認められたとき。
- (5) 会員が就業上の適性を欠くに至ったとき。
- (6) センターと発注者の契約に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- (7) センターを通さずに、受注活動を行うほか、就業を行い、または、金銭を受領したとき。
- (8) 当該就業が正会員の健康と福祉に反すると認められたとき。
- (9) 正会員がセンターの目的に反する行為をしたと認められたとき。
- (10) 発注者から正会員が就業中に前条第1号及び第3号の規定に違反している旨の連絡を受け、その事実を確認したとき。
- (11) 正会員が窃盗、傷害等により、刑法及び軽犯罪法等に違反し、起訴及び刑罰を科せられたとき。
- (12) 正会員が反社会的勢力と関係があることを確認したとき。

## 第4章 配分金

(配分金支払いの原則)

第13条 センターは、就業した正会員に対しての配分金を会員が指定する金融機関に振り込まなければならない。

2 センターは、前項の場合において、配分金の額が一定額を超え、かつ、第4条第2項に定める会費の納入期限が到来しているときは、配分金の一部を控除して、金融機関に振り込むことができる。

(社会的相当配分の原則)

第14条 仕事の受注に際し、正会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第15条 正会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して、理事長が定めるものとする。

(配分金の支払い)

第16条 正会員の就業に対する配分金は、原則として、毎月末日に締め切り、翌月の20日に支払うものとする。ただし20日が土日祝日の場合は支払日を繰り上げる。

## 第5章 安全、衛生、傷害保険

(安全、衛生)

第17条 センターは、正会員の就業にあたり、その安全、衛生について配慮し、事故防止等に努めるものとする。

(傷害補償)

第18条 センターは、正会員の就業中などにおける死傷病については傷害保険等に参加し、当該保険約款の定めるところにより補償するものとする。

## 第6章 損害保険

(損害保険)

第19条 正会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときはセンターの加入する賠償責任保険約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失、並びに自動車、オートバイ、自転車その他の車両（以下「自動車等」という。）の所有、使用、管理に起因して賠償責任が発生したとき、賠償の責任は、会員が負うものとする。

3 会員の軽過失により、賠償責任が発生したとき（自動車等の所有、使用、管理に起因するものを除く。）、センターが加入する賠償責任保険で担保できない賠償の責任は、会員がその一部を負うものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第20条 前各条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(登録料に関する経過措置)

次に掲げる者の第4条第1項の適用については、施行日から平成30年3月31日までの間において、理事長の承認を経て、免除することができる。

(1) 施行日から平成30年3月31日までに正会員として登録しようとする者

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則による（登録料に関する経過措置）は、この改正規定の施行日から廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（年会費に関するシルバーポイント代替措置）

第 4 条第 2 項に定める年会費の納入については、公益財団法人横浜市シルバー人材センターシルバーポイント制度要綱に基づき、会員の所有するシルバーポイントで代替できるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（登録料に関する経過措置）

次に掲げる者の第 4 条第 1 項の適用については、施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、理事長の承認を経て、免除することができる。

- (1) 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までに正会員として登録しようとする者

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（登録料に関する経過措置）

次に掲げる者の第 4 条第 1 項の適用については、施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、理事長の承認を経て、免除することができる。

- (1) 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までに正会員として登録しようとする者

# 公益財団法人横浜市シルバー人材センター 会員安全就業要領

制 定 平成2年4月1日

最近改正 令和元年6月12日

## 1 目 的

この安全就業要領は、公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う事故（以下「事故」という。）を未然に防止し、安全に就業ができるようにするために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 会員の遵守義務

会員は、就業するにあたり、この基準を遵守し、事故の防止に努めるものとする。

## 3 安全心得

会員は、就業にあたっては次の安全心得を守り、作業に従事するものとする。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は作業に合った動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は常に整理整頓に心がけること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は絶対つしむこと。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分に注意し、健康な状態で就業すること。

## 4 安全保護具

- (1) 会員は、高所作業に従事する場合は必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用するものとする。
- (2) 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し、作業に従事するものとする。

## 5 交通災害の防止

会員は、就業場所との往復時は公共交通機関を利用し、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意するものとする。

## 6 作業環境の確認

- (1) 会員は、作業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手するものとする。
- (2) 悪天候の場合は特に、屋外高所作業等は避けるものとする。

## 7 標識の設置

会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置するなど、事故の防止に努めるものとする。

## 8 器具類の使用

- (1) 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業するものとする。
- (2) 会員は、作業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するものとする。

## 9 健康管理

会員は、常に健康の維持管理に努めるものとする。

## 10 報告義務

会員は、就業場所との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に特に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人等がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにするものとする。

## 11 賠償事故の会員責任

- (1) 会員が、賠償事故をおこしたときは、発注者及び被害者である第三者への賠償が完了するまでの間、就業を停止する。
- (2) 会員の、故意又は重大な過失、並びに自動車、オートバイ、自転車その他の車両（以下「自動車等」という。）の所有、使用、管理に起因して賠償責任が発生し、センターが賠償金を支払ったときは、会員はその全額をセンターに支払う。そのほか、会員はその10%（上限5万円）をセンターに支払う。
- (3) 会員の軽過失により、賠償責任が発生し、センターが賠償金を支払ったとき（自動車等の所有、使用、管理に起因するものを除く。）は、会員はその10%（上限5万円）をセンターに支払う。

## 12 その他

会員は、この要領に定める事項以外にセンター等から指示があった場合には、それに従い就業するものとする。

### 13 施行期日

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行する。

# 公益財団法人横浜市シルバー人材センター 会員の適正就業に関する基準

制 定 平成28年4月1日

最近改正 平成30年4月1日

## 1 目的

この基準は、公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の会員の適正就業に関する基準を定めることにより、業務の円滑化を図り、会員に広く就業の機会を提供することを目的とする。

## 2 就業の原則

- (1) 会員は、「公益財団法人横浜市シルバー人材センター会員及び就業に関する規程」及びこの基準を遵守して、就業しなければならない。
- (2) センターは、会員の能力と希望に応じて、公平かつ適正な就業機会の提供に努めなければならない。
- (3) 会員は、共働・共助の理念の基に、多くの会員が就業の機会を得られるよう、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）に協力しなければならない。

## 3 就業日数及び時間

会員が臨時的かつ短期的な業務に就業する場合は、1か月あたり概ね10日程度以内とし、軽易な業務に就業する場合は、1週間あたり概ね20時間を超えないことを目安とする。

## 4 対象とする会員

発注者から受注するすべての業務について、就業する会員を対象とする。

## 5 継続就業の定義

この基準において「継続就業」とは、同一発注者、同一場所で就業する期間が概ね2か月以上のものとする。

## 6 継続就業の延長と制限

- (1) 就業期間は、発注者との契約に基づき1年度以内とし、会員の就業実績が良好で発注者の承諾を得た場合または発注者の依頼があった場合において、その期間を年度ごとに更新できるものとする。

- (2) 就業年限は、就業開始月から起算し、5年を満了する月の末日とする。  
ただし、5年間の就業を保証するものではない。
- (3) 前号の(1)(2)については、別表の業務を除くものとする。

## 7 就業の提供

- (1) センターは、就業年限に達した就業を交代した会員（以下「交代した会員」という。）に対し、本人の希望を尊重し、他の就業機会の提供に努めるものとする。
- (2) 交代した会員は、再度同一発注者、同一場所の業務に就業することはできない。

## 8 就業開始の手続き

就業開始の際は、当該会員に対し「就業依頼書兼承諾書」（第1号様式）を交付する。会員はこれに記名・押印し、センターに提出するものとする。

## 9 就業終了の手続き

就業が満了する1か月前に「就業終了通知書」（第2号様式）を交付する。

## 10 委 任

前各項に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「公益財団法人横浜市シルバー人材センター会員就業年限に関する基準（平成14年4月1日施行）」は、廃止する。  
(既就業会員に対する経過措置)
- 3 施行日において就業中の会員で、平成28年3月31日現在の継続年数が5年を超える会員については、平成29年3月31日までに終了するものとする。

(別 表)

4 継続就業の制限除外職種

職 種
福祉・家事サービス
植木の手入れ、大工、塗装などの技能
除草作業
配 布

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 公益財団法人横浜市シルバー人材センター シルバーポイント制度要綱

制 定 平成 30 年 4 月 1 日

最近改正 令和 5 年 7 月 1 日

## 1 目的

公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の会員サービスの向上とセンター事業への参加促進を目的に、センターが定める取り組みを行う会員に対し、シルバーポイント（以下、「ポイント」という。）を付与するとともに、一定以上のポイント獲得者にポイント数に応じたサービスを提供する、シルバーポイント制度（以下、「ポイント制度」とする。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象者

ポイントを付与する対象者はセンター会員とする。

## 3 ポイントを付与する会員の活動およびポイントと交換できるサービス

- (1) ポイントを付与する会員の活動と獲得ポイント数は、シルバーポイント対象表（様式①）のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) ポイントと交換できるサービスと必要ポイント数はシルバーポイント対象表（様式①）のとおりとする。

## 4 ポイントの付与方法

ポイントを付与する活動を行った会員は、シルバーポイント申請書（様式②）にその内容を記入し、センターに提出、内容の確認を受け、ポイントを付与されるものとする。ただし、理事長が必要と認めるポイント付与活動を行った会員については、この限りでない。

## 5 ポイントの交換方法

ポイントを所有する会員は、センターにポイント交換申請書（様式③）を提出し、ポイントを消費し、代わりにサービスを受けることができる。

## 6 ポイントの譲渡

会員間でポイントを譲渡することはできない。

## 7 施行期日

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 令和2年10月1日に在籍しているセンター会員及び令和2年10月2日から令和3年3月31日までに入会をしたセンター会員に6ポイントを付与する。この場合、センター会員がシルバーポイント申請書をセンターに提出することを要しない。
- 2 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

- 3 令和5年7月1日から令和6年3月31日にセンターのLINE公式アカウントを友達追加したセンター会員に2ポイントを付与する。この場合、センター会員がシルバーポイント申請書をセンターに提出することを要しない。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

シルバーポイント対象表 様式①

1. ポイントを付与する会員の活動と獲得ポイント数

項目	条件	単位	獲得ポイント数
会員紹介	紹介された方が会員登録をした場合	1人あたり	6ポイント
受注開拓	紹介された家庭や企業がセンターと受注契約を締結した場合 ただし、締結した受注契約と同職群において過去3年間に同発注者の実績がある場合を除く	3か月未満の 単発の契約1件あたり	2ポイント
		3か月以上の 継続の契約1件あたり	6ポイント
ボランティア活動参加	センターボランティア活動にボランティア会員として参加	6回参加	6ポイント

2. ポイントと交換できるサービスと必要ポイント数

項目	必要ポイント数
年会費	12ポイント
センター独自事業利用券 (1,200円分)	12ポイント

氏 名

会 員 番 号

所 属 事 務 所

事 務 所 電 話 番 号

事 務 所 FAX 番 号